

鳥取県立自然公園特別地域内における 各種行為に関する審査基準

平成13年3月1日景第375号

関係市町長宛 鳥取県知事通知

改正 平成16年4月13日景自第50号

鳥取県立自然公園条例第11条第3項各号に掲げる行為に関する
許可基準はこの審査基準によるものとする。

I 審査基準

II 細部解釈及び運用方法

I 審査基準

(1) 次の基準に適合するものであること。

行 為 の 種 類		基 準 の 内 容	
第1 工 作 物 の 新 築 、 改 築 又 は 増 築	①<仮設建築物> 仮設の建築物(※)の新築、改築又は増築 ※建築物… 土地に定着する工作物のうち、 屋根及び柱又は壁を有するもの。 建築設備（当該工作物に設ける 電気、ガス、給水、排水、換気、 暖房、冷房、消火、排煙若しくは 汚物処理の設備又は煙突、昇 降機若しくは避雷針）を含む。	1	設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。
		2	次に掲げる地域内で行われるものでないこと。
		(1)	第1種特別地域
		(2)	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等 ⁽¹⁾ （次に掲げる地域であって、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 ウ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
		3	当該建築物が <u>主要な展望地</u> ⁽²⁾ から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
		4	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
		5	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態 ⁽³⁾ がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		6	当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に <u>跡地の整理を適切に行う</u> ⁽⁴⁾ こととされているものであること。
		例外	次に掲げる行為のいずれかに該当し、かつ1、5及び6に掲げる基準に適合するものについては、この限りではない。
		(1)	既存の建築物の改築
		(2)	既存の建築物の建替え又は災害により滅失した建築物の復旧のため ⁽⁵⁾ の新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）
		(3)	<u>学術研究その他公益上必要</u> ⁽⁶⁾ であり、かつ、 <u>申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる</u> ⁽⁷⁾ 建築物の新築、改築又は増築
	②<公園内に居住することが必要と認められる者等の住宅等> 次のア～ウのいずれかに該当する者の、住宅 ⁽⁸⁾ 若しくは住宅部分を含む建築物 ⁽¹⁰⁾ （基準日 ^(※) 以後にその造成に係る行為について条例第11条第3項の規定による許可の申請をした分譲地等（第4に規定する分譲地等をいう。）内に設けられるものを除く。）、又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物 ⁽¹¹⁾ の新築、改築又は増築（第1の①の規定の適用を受けるものを除く。） ア 申請に係る県立自然公園の区域内に	1	次に掲げる地域内で行われるものでないこと。
		(1)	第1種特別地域
		(2)	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等 ⁽¹⁾ （次に掲げる地域であって、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 ウ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
		2	当該建築物が <u>主要な展望地</u> ⁽²⁾ から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。

において公園事業若しくは農林漁業に従事する者 イ 基準日(※)において申請に係る場所に現に居住していた者 ウ 申請に係る場所に居住することが必要と認められる者^⑧ ※ 基準日… 平成7年3月16日 (同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあっては、当該指定の日)	3	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
	4	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態 ^⑨ がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
	5	当該建築物の高さ(避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。)を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。)が13m(その高さが現に13mを超える建築物の増改築の場合は、既存の高さ)を超えないものであること。
	例外	次に掲げる行為のいずれかに該当し、かつ4に掲げる基準に適合するものについては、この限りではない。
	(1) (2) (3)	既存の建築物の改築 既存の建築物の建替え又は災害により滅失した建築物の復旧のため^⑩の新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。) 学術研究その他公益上必要^⑪であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる^⑫建築物の新築、改築又は増築
③<農林漁業用建築物> 農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築(第1の①、②の規定の適用を受けるものを除く。)	1	次に掲げる地域内で行われるものでないこと。
	(1) (2)	第1種特別地域 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等^⑬(次に掲げる地域であって、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。)であるもの ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 ウ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
	2	当該建築物が主要な展望地 ^⑭ から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
	3	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
	4	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態 ^⑨ がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
	例外	次に掲げる行為のいずれかに該当し、かつ4に掲げる基準に適合するものについては、この限りではない。
	(1) (2) (3)	既存の建築物の改築 既存の建築物の建替え又は災害により滅失した建築物の復旧のため^⑩の新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。) 学術研究その他公益上必要^⑪であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる^⑫建築物の新築、改築又は増築
	1	次に掲げる地域内で行われるものでないこと。
	(1) (2)	第1種特別地域 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等^⑬(次に掲げる地域であって、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行
④<集合別荘・集合住宅・保養所等> 次のア～オのいずれかに該当する建築物の新築、改築又は増築(第1の①～③又は⑤の規定の適用を受けるものを除く。)	1	次に掲げる地域内で行われるものでないこと。
	(1) (2)	第1種特別地域 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等^⑬(次に掲げる地域であって、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行

ア 集合別荘
（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）

イ 集合住宅
（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）

ウ 保養所

エ 分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること又はは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物⁽¹²⁾

オ ア～エに該当する建築物と用途上不可分である建築物⁽¹³⁾

われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの

ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域

イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域

ウ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域

エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

2	当該建築物が <u>主要な展望地</u> ⁽²⁾ から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。									
3	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。									
4	当該建築物の <u>屋根及び壁面の色彩並びに形態</u> ⁽³⁾ がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。									
5	保存緑地（第1の⑨の9及び10に規定する保存緑地をいう。以下同じ。）において行われるものでないこと。									
6	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建て以下であり、かつ、その高さ（避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。）が10m（その高さが現に10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。									
7	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さ（避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。）が13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。									
8	当該建築物に係る敷地 ⁽¹⁴⁾ の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が1000㎡以上であること。									
9	集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が250㎡以上であること。									
10	総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。）の和をいう。）の敷地面積に対する割合、総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、次の表に掲げるとおりであること。 <table><tr><td>地種区分</td><td>総建築面積の敷地面積に対する割合</td><td>総延べ面積の敷地面積に対する割合</td></tr><tr><td>第2種特別地域</td><td>20％以下</td><td>40％以下</td></tr><tr><td>第3種特別地域</td><td>20％以下</td><td>60％以下</td></tr></table>	地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域	20％以下	40％以下	第3種特別地域	20％以下	60％以下
地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合								
第2種特別地域	20％以下	40％以下								
第3種特別地域	20％以下	60％以下								
11	当該建築物の <u>水平投影外周線で囲まれる土地</u> ⁽¹⁵⁾ の <u>こう配</u> ⁽¹⁶⁾ が30％を超えないものであること。									
12	当該建築物の <u>水平投影外周線で囲まれる土地及びその周辺の土地</u> ⁽¹⁷⁾ が <u>自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域</u> ⁽¹⁸⁾ でないこと。									
13	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園計画に基づき公園事業として整備され又は近く整備されることが確実な道路（自転車道、歩道を含む。）又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路 ⁽¹⁹⁾ の路肩 ⁽²⁰⁾ から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。									
14	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。									
15	当該建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。）が2000㎡以下であること。									
例外	次に掲げる行為のいずれかに該当し、かつ4に掲げる基準に適合するものについては、この限りではない。									
(1)	既存の建築物の改築									

		(2)	既存の建築物の建替え又は災害により滅失した建築物の復旧のため ^㉔ の新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）
		(3)	学術研究その他公益上必要 ^㉔ であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる ^㉔ 建築物の新築、改築又は増築
⑤＜造成許可済分譲地等内の建築物＞ 次のア～ウのいずれかに該当する分譲地等内における建築物又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物 ⁽¹¹⁾ の新築、改築、又は増築（第1の①～③の規定の適用を受けるものを除く。） ア 基準日 ^(※) 前にその造成に係る行為について条例第11条第3項等の規定による許可の申請をした分譲地等 イ 基準日 ^(※) 前にその造成に係る行為を完了した分譲地等 ウ 基準日 ^(※) 以後にその造成に係る行為について条例第11条第4項の規定による届出をした分譲地等 ※基準日… 平成7年3月16日 （同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあっては、当該指定の日）	1	次に掲げる地域内で行われるものでないこと。	
	(1)	第1種特別地域	
	(2)	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等 ⁽¹⁾ （次に掲げる地域であって、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 ウ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域	
	2	当該建築物が主要な展望地 ⁽²⁾ から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
	3	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
	4	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態 ⁽³⁾ がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
	5	保存緑地（第1の⑨の9及び10に規定する保存緑地をいう。以下同じ。）において行われるものでないこと。	
	6	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物が2階建て以下であり、かつ、その高さ（避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。）が10m（その高さが現に10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。	
	7	当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。）が2000㎡以下であること。	
	8	当該建築物に係る敷地 ⁽¹⁴⁾ の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。）の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、次の表に掲げるとおりであること。	
	地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下
	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下
	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下
	第3種特別地域	20%以下	60%以下
例外	次に掲げる行為のいずれかに該当し、かつ4に掲げる基準に適合するものについては、この限りではない。		

		(1)	既存の建築物の改築
		(2)	既存の建築物の建替え又は災害により滅失した建築物の復旧のため ⁽⁵⁾ の新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）
		(3)	学術研究その他公益上必要 ⁽⁶⁾ であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる ⁽⁷⁾ 建築物の新築、改築又は増築
⑥<その他の建築物> 第1の①～⑤の規定の適用を受けない 建築物の新築、改築又は増築	1		次に掲げる地域内で行われるものでないこと。
		(1)	第1種特別地域
		(2)	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等 ⁽⁸⁾ （次に掲げる地域であって、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 ウ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
	2		当該建築物が <u>主要な展望地</u> ⁽⁹⁾ から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
	3		当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
	4		当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態 ⁽¹⁰⁾ がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
	5		当該 <u>建築物の水平投影外周線で囲まれる土地</u> ⁽¹¹⁾ の <u>こう配</u> ⁽¹²⁾ が30%を超えないものであること。
	6		当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園計画に基づき公園事業として整備され又は近く整備されることが確実な道路（自転車道、歩道を含む。）又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路 ⁽¹³⁾ の路肩 ⁽¹⁴⁾ から2.0m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。
	7		当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地 ⁽¹⁵⁾ 境界線から5m以上離れていること。
	8		当該建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。）が2000㎡以下であること。
	9		当該建築物の高さ（避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。）が13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
	10	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。）の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、次の表に掲げるとおりであること。	
		地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合
		第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下
		第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下

		<table> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td><td>20%以下</td><td>40%以下</td></tr> <tr> <td>第3種特別地域</td><td>20%以下</td><td>60%以下</td></tr> </table>	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下						
第3種特別地域	20%以下	60%以下						
	例外	次に掲げる行為のいずれかに該当し、かつ4に掲げる基準に適合するものについては、この限りではない。						
	(1)	既存の建築物の改築						
	(2)	既存の建築物の建替え又は災害により滅失した建築物の復旧のため ⁽⁵⁾ の新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）						
	(3)	学術研究その他公益上必要 ⁽⁶⁾ であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる ⁽⁷⁾ 建築物の新築、改築又は増築						
⑦＜車道の新築＞ 車道 ⁽²¹⁾ （分譲地等の造成を目的としたものを除く。）、の新築 ⁽²²⁾	1	次のア～エのいずれかに該当する地域であって、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされ、又は学術調査の結果等により特別な保護が現に行われ、若しくは行われることが必要であると認められる地域内において行われるものにあつては、次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 ウ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域 (1) 次に掲げる基準に適合すること。 ア 当該車道が次のいずれかに該当すること。 (7) 農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの (4) 地域住民の日常生活の用に供される車道 (9) 公益上必要であり、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道 (エ) 条例の規定に適合する行為⁽²⁴⁾の行われる場所に到達するために設けられる車道⁽²⁵⁾であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの (オ) 条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道⁽²⁶⁾ イ 当該行為により生じた残土⁽²⁷⁾を特別地域内において処理するものでないこと。 例外 特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合⁽²⁸⁾にあつては、この限りでない。 ウ 地表に影響を及ぼさない方法⁽²³⁾で行われるものであること。 (2) 砂防工事等地形若しくは植生の保全に資すると認められる事業を行うために行われるものであり、かつ、次に掲げる基準に適合するものであること。						

ア	当該車道が次のいずれかに該当すること。	
	(ア)	農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの
	(イ)	地域住民の日常生活の用に供される車道
	(ウ)	公益上必要であり、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道
	(エ)	条例の規定に適合する行為 ⁽²⁴⁾ の行われる場所に到達するために設けられる車道 ⁽²⁵⁾ であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの
	(オ)	条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道 ⁽²⁶⁾
	イ 当該行為により生じた残土 ⁽²⁷⁾ を特別地域内において処理するものでないこと。	
	例外	特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合 ⁽²⁸⁾ にあっては、この限りでない。
	ウ 盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。	
	エ	法面 ⁽²⁹⁾ が、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化されることとなっているものであって、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。
オ	例外	法面 ⁽²⁹⁾ が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合 ⁽²⁹⁾ は、この限りではない。
	オ	線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。
カ	擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
2	1に規定する地域以外の地域内において行われるものにあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。	
(1)	当該車道が次のいずれかに該当すること。	
	ア	農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの
	イ	地域住民の日常生活の用に供される車道
	ウ	公益上必要であり、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道
	エ	条例の規定に適合する行為 ⁽²⁴⁾ の行われる場所に到達するために設けられる車道 ⁽²⁵⁾ であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの
	オ	条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道 ⁽²⁶⁾
	例外	専ら自転車の通行の用に供される道路の新築にあっては、この限りではない。
	(2)	当該行為により生じた残土 ⁽²⁷⁾ を特別地域において処理するものでないこと。

		例外	特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合(28)にあっては、この限りでない。
		(3)	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられているものであること。
		(4)	法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることとなっているものであって、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。
		例外	法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合(29)は、この限りではない。
		(5)	線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。
		(6)	擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
⑧<車道の改築、増築> 車道(21)(分譲地等の造成を目的としたものを除く。)の改築又は増築(30)	1	当該車道が次に掲げる地域であってその全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がなされていること若しくは学術調査の結果等により特別な保護が現に行われ、若しくは行われることが必要であると認められる地域を新たに通過するものでないこと。 ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 ウ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域	
		当該行為により生じた残土(27)を特別地域内において処理するものでないこと。	
	2	例外	特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合(28)にあっては、この限りでない。
		盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。	
	4	法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであって、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。	
		例外	法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合(29)は、この限りでない。
	5	線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。	
	6	擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
⑨<分譲地等造成のための、道路・上下水道> 分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築	1	次に掲げる地域内で行われるものでないこと。	
		(1)	第1種特別地域
		(2)	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(1)(次に掲げる地域であって、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がなされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。)であるもの ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 ウ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
		(3)	自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域(18)

	2	当該行為により生じた残土(27)を特別地域内において処理するものでないこと。	
	例外	特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合(28)にあつては、この限りでない。	
	3	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。	
	4	⁽²⁹⁾ 法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであって、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。	
	例外	⁽²⁹⁾ 法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合(29)は、この限りでない。	
	5	線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。	
	6	擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
	7	道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等（以下「関連分譲地等」という。）の造成が1に規定する地域内において行われるものでないこと。	
	8	関連分譲地等の造成の計画において、一分譲区画の面積（当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあっては、当該保存緑地の面積を除いた面積）がすべて1000㎡以上とされていること。	
	9	8に規定する計画において、こう配(31)が30%を超える土地及び公園計画に基づき公園事業として整備され又は近く整備されることが確実な道路（自転車道、歩道を含む。）又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路(19)の路肩(20)から20m以内の土地をすべて保存緑地とすることとされていること。	
	10	8に規定する計画において、9に規定する保存緑地以外に関連分譲地等の全面積の10%以上の面積の土地を保存緑地とする(32)こととされていること。	
	11	8に規定する計画において保存緑地とされた土地において新築を行う(33)ものでないこと。	
	12	関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものである(34)こと。	
	(1)	分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもって明示すること。	
	(2)	購入後において一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が1000㎡未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については条例第11条第3項の規定による許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもって通知すること。	
⑩<屋外運動施設> 屋外運動施設(36)の新築、改築又は増築	13	8に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致又は景観の維持に支障を及ぼすことがないように十分配慮されていること。	
	14	関連分譲地等の全面積が20ha以下である(35)こと。	
	1	次に掲げる地域内で行われるものでないこと。	
	(1)	第1種特別地域	
	(2)	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(4)（次に掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域	

		ウ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
	(3)	自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域 ⁽¹⁸⁾
	2	当該屋外運動施設が <u>主要な展望地</u> ⁽²⁾ から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
	3	当該屋外運動施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
	4	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる ⁽⁷⁾ ものであること。
	5	総施設面積（同一敷地 ⁽¹⁴⁾ 内にあるすべての工作物（屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。）の地上部分の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合 ⁽³⁷⁾ が、第2種特別地域に係るものにあつては40%以下、第3種特別地域に係るものにあつては60%以下であること。
	6	当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が10%を超えないものであること。
	7	当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、公園計画に基づき公園事業として整備され又は近く整備されることが確実な道路（自転車道、歩道を含む。）又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路 ⁽¹⁹⁾ の路肩 ⁽²⁰⁾ から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。
	8	当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。
	9	同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が2000㎡以下であること。
	10	当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
	11	当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。
	12	支障木の伐採が僅少であること。
	13	当該屋外運動施設の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
⑪＜仮設工作物＞ 第1の①～⑩の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築	1	設置期間が3年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。
	2	次に掲げる基準に適合すること。
	(1)	次に掲げる地域で行われるものでないこと。
	ア	第1種特別地域
	イ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等 ⁽¹⁾ （次に掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの (イ) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (ロ) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (ハ) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
	(2)	当該工作物が <u>主要な展望地</u> ⁽²⁾ から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
	(3)	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
	例外	次に掲げる行為のいずれかに該当するものにあつては、この限りではない。

		ア	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築	
		イ	既存の工作物の改築	
		ウ	既存の工作物の建替え又は災害により滅失した工作物の復旧のため ⁽⁵⁾ の新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）	
		エ	学術研究その他公益上必要 ⁽⁶⁾ であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築	
	3	当該工作物の撤去に関する計画において、当該工作物を撤去した後に跡地の整理を適切に行う ⁽⁴⁾ こととされているものであること。		
	4	当該工作物の外部の色彩又は形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
	例外	特殊な用途の工作物についてはこの限りではない。		
⑫＜その他の工作物＞ 第1の①～⑪の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築	1	次に掲げる基準に適合すること。		
		(1)	次に掲げる地域で行われるものでないこと。	
			ア	第1種特別地域
			イ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等 ⁽¹⁾ （次に掲げる地域であって、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの (ア) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (イ) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (ロ) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (ハ) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
			(2) 当該工作物が <u>主要な展望地</u> ⁽²⁾ から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
			(3) 当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
		例外	次に掲げる行為のいずれかに該当するものにあっては、この限りではない。	
		ア	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築	
		イ	既存の工作物の改築	
		ウ	既存の工作物の建替え又は災害により滅失した工作物の復旧のため ⁽⁵⁾ の新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）	
	エ	学術研究その他公益上必要 ⁽⁶⁾ であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築		
	2	当該工作物の外部の色彩又は形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
		例外	特殊な用途の工作物についてはこの限りではない。	

		3	次のいずれかに該当すること。	
		(1)	当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園計画に基づき公園事業として整備され又は近く整備されることが確実な道路（自転車道、歩道を含む。）又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路 ⁽¹⁹⁾ の路肩 ⁽²⁰⁾ から20m以上離れていること。	
第2	木竹の伐採	(2)	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。	
		ア	学術研究その他公益上必要 ⁽⁶⁾ と認められること。	
		イ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。	
		ウ	農林漁業に付随して行われるものであること。	
		エ	既に建築物の設けられている敷地 ⁽¹⁴⁾ 内において行われるものであること。	
		オ	次に掲げる行為のいずれかに該当するものであること。	
		(7)	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築	
		(イ)	既存の工作物の改築	
		(ウ)	既存の工作物の建替え又は災害により滅失した建築物の復旧のため ⁽⁵⁾ の新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）	
		1	第1種特別地域内において行われるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。	
		(1)	単木択伐法によるものであること。	
		(2)	当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積 ⁽³⁸⁾ の10%以下であること ⁽³⁹⁾ 。	
		(3)	当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。	
		例外	立竹の伐採にあつては、この限りでない。	
		2	第2種特別地域内において行われるもの ⁽⁴⁰⁾ にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。	
		(1)	択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。	
		ア	当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。	
		イ	当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢 ⁽⁴¹⁾ 以上であること。	
		例外	立竹の伐採にあつては、この限りでない。	
		ウ	公園計画に基づき公園事業として整備され又は近く整備されることが確実な施設（規則第2条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあっては、単木択伐法によるものであること。	
		(2)	皆伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。	
		ア	当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。	

				例外	立竹の伐採にあつては、この限りでない。		
				イ	1 伐区の面積が2ha以内であること。		
					例外	次のいずれかに該当するものにあつては、この限りではない。	
						a	当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面積で除した値が10分の3を超えるもの
						b	当該伐区が公園計画に基づき公園事業として整備され又は近く整備されることが確実な施設（規則第2条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）その他の主要な公園利用地点から望見されないもの
				ウ	当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。		
				エ	公園計画に基づき公園事業として整備され又は近く整備されることが確実な施設（規則第2条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。		
				3	第3種特別地域内において行われるもの ⁽⁴²⁾ にあつては、特に要件を定めない。		
				例外	次のいずれかに該当するものにあつては、この限りではない。		
					(1)	学術研究その他公益上必要 ⁽⁶⁾ と認められるもの	
					(2)	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの ⁽⁴³⁾	
					(3)	病虫害の防除	
					(4)	防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの	
					(5)	測量のために行われるもの ⁽⁴⁴⁾	
第3 鉱物の掘採又は土石の採取	①露天掘り ⁽⁴⁵⁾ でない方法によるもの	1	坑口又は掘削口が次に掲げる地域内に設けられるものでないこと。				
			(1)	第1種特別地域			
			(2)	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等 ⁽⁴⁾ （次に掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 ウ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域			
			例外	次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。			
				(1)	既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。		
				(2)	農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。		
		(3)		学術研究その他公益上必要 ⁽⁶⁾ であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。			

②露天掘り(45)によるもの

1	河川にたい積した砂利を採取するものであって採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
(1)	次に掲げる地域内で行われるものでないこと。
ア	第1種特別地域
イ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等 ⁽⁴⁾ (次に掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。)であるもの ⁽⁷⁾ 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 ⁽⁸⁾ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 ⁽⁹⁾ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 ⁽¹⁰⁾ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
(2)	当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。
2	既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
(1)	次に掲げる地域内で行われるものでないこと。
ア	第1種特別地域
イ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等 ⁽⁴⁾ (次に掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。)であるもの ⁽⁷⁾ 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 ⁽⁸⁾ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 ⁽⁹⁾ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 ⁽¹⁰⁾ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
(2)	露天掘りでない方法によることが著しく困難と認められるもの ⁽⁴⁶⁾ であること。
(3)	平成13年3月1日以降に鉱業権が設定された区域内において行われるものにあつては、公園計画に基づき公園事業として整備され又は近く整備されることが確実な施設のうち主要な施設(規則第2条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。)及び集団施設地区用施設の周辺で行われるものでないこと。
3	条例第11条第3項の規定による許可を受け、又は条例第11条第4項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの(1又は2の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
(1)	次に掲げる地域内で行われるものでないこと。
ア	第1種特別地域
イ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等 ⁽⁴⁾ (次に掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。)であるもの ⁽⁷⁾ 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 ⁽⁸⁾ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 ⁽⁹⁾ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 ⁽¹⁰⁾ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
(2)	自然的、社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること ⁽⁴⁷⁾ 。

			(3)	当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。
			(4)	当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行う(4)こととされているものであること。
		4	第3種特別地域内において行われるもの(1、2又は3の規定の適用を受けるものを除く。)にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。	
			(1)	植生の復元が困難な地域等 ⁽¹⁾ (次に掲げる地域であって、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるもののいう。)で行われるものでないこと。 ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 ウ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
			(2)	現在の地形を大幅に改変するものでないこと ⁽⁴⁸⁾ 。
			5 1～4の規定の適用を受ける行為以外の行為にあっては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。	
			(1)	既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。
			(2)	農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。
			(3)	学術研究その他公益上必要 ⁽⁶⁾ であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
第4	河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼさせること	1	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。	
			(1)	学術研究その他公益上必要 ⁽⁶⁾ と認められること。
			(2)	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること ⁽⁴⁹⁾ 。
			(3)	農業又は漁業に付随して行われるものであること。
		2	水位の変動についての計画が明らかなもの ⁽⁵⁰⁾ であって、野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないもの ⁽⁵¹⁾ であること。	
		3	次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物等の指定等がされていること若しくは学術調査の結果等により特別な保護が現に行われ、若しくは行われることが必要であると認められるものに支障を及ぼすおそれがないものであること。	
			(1)	野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
			(2)	優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
			(3)	優れた風致又は景観を有する河川又は湖沼等
			例外	基準日においてこれらの地域において条例第11条第3項の規定による許可を受け、又は条例第11条第4項の規定による届出をして現に行われているものであり、かつ、従来行為の規模を超えない程度で行われるものにあっては、この限りではない。
第5	広告物等の掲出、設置又は表示	1	所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利	

	関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等（広告物その他これらに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するものであること。
	(1) 店舗、事務所、営業所その他の事業所の敷地内若しくは事業を行っている場所において掲出され、若しくは設置され、又は表示されるものであること。
	(2) 表示面の面積 ⁽⁵²⁾ が5㎡以下であり、かつ、同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計が10㎡以下のものであること。
	(3) 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが5m、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが5m（工作物に掲出し又は表示するものにあつては、当該工作物の高さ）以下のものであること。
	(4) 光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵する物にあつては表示面）が白色系のものであること。
	(5) 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。
	(6) 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
2	店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するために行われるものにあつては、当該広告物等が、次に掲げる基準に適合するものであること。
	(1) 光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵する物にあつては表示面）が白色系のものであること。
	(2) 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。
	(3) 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
	(4) 設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること ⁽⁵³⁾ 。
	(5) 広告物等の個々の表示面の面積が1㎡以下であること。
	(6) 複数の内容を表示する広告物等にあつては、その表示面の面積の合計が10㎡以下であること ⁽⁵⁴⁾ 。
	(7) 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが5m、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが5m以下のものであること。
	(8) 既に複数の広告物等が掲出され、若しくは設置され、又は表示されている地域において行われているものにあつては、当該行為に伴う広告物等の集中により周辺の風致又は景観との調和を著しく乱すものでないこと。
3	指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、当該広告物等が次の基準に適合するものであること。
	(1) 光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵する物にあつては表示面）が白色系のものであること。
	(2) 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。
	(3) 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
	(4) 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが5m、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが5m以下のものであること。
	(5) 表示面の面積が5㎡（複数の内容を表示する広告物等にあつては、10㎡）以下であること。

			(6)	設置者名の表示面積が300 c㎡以下であること。
			(7)	ひとつの広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。
		4	広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するもの ⁽⁵⁵⁾ にあつては、当該広告物等が次の基準に適合するものであること。	
			(1)	色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
			(2)	ひとつの広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。
			(3)	表示面積 ⁽⁵⁶⁾ が300 c㎡以下であること。
			(4)	商品名の表示がないものであること。
			(5)	設置者の営業内容の宣伝の文言を用いるものでないこと。
		5	1～4の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、次に掲げる行為のいずれかに該当するものであること。	
			(1)	救急病院、警察等特殊な用途の施設を示すために行われるもの
			(2)	地域の年中行事等として一時的に行われるもの
			(3)	地域住民に一定事項を知らしめるためのものであって地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの
			(4)	社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの
			(5)	保安の目的で行われるもの
第6	土石その他の物の集積又は貯蔵	1	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。	
			(1)	第1種特別地域
			(2)	植生の復元が困難な地域等 ⁽¹⁾ （次に掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの (イ) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (ロ) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (ハ) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (ニ) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
			(3)	自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域 ⁽¹⁸⁾
		2	廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。	
		3	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる ⁽⁷⁾ ものであること。	
		4	自然的、社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること ⁽⁵⁷⁾ 。	
		5	集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等その他の主要な公園利用地点 ⁽⁵⁸⁾ から明瞭に望見されるものでないこと。	
		6	集積し、又は貯蔵する高さが10メートルを超えないもの ⁽⁵⁹⁾ であること。	

		7	集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園計画に基づき公園事業として整備され又は近く整備されることが確実な道路（自転車道、歩道を含む）又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路 ⁽¹⁹⁾ の路肩 ⁽²⁰⁾ から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。
		8	集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地 ⁽¹⁴⁾ 境界線から5メートル以上離れていること。
		9	集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれ ⁽⁶⁰⁾ がないこと。
		10	支障木の伐採が僅少であること。
		11	集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行う ⁽⁴⁾ こととされているものであること。
		例外	当該行為が次のいずれかに該当する場合については、この限りではない。
第7	水面の埋立又は干拓	(1)	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの ⁽⁶¹⁾ 又は農林漁業に付随して行われるもの ⁽⁶²⁾ であって、5～9に掲げる基準に適合する場合
		(2)	公益上必要であって、3及び5～9までに掲げる掲げる基準に適合する場合
		1	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。
		(1)	第1種特別地域又はその地先水面
		(2)	次に掲げる地域であって、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるもの
		ア	野生動植物の生息地又は生育地として重要な水辺地又は水面
		イ	優れた風致若しくは景観を有する自然海岸、自然湖岸その他の水辺地又はこれらの地先水面
		例外	当該行為が学術研究上必要であり、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる ⁽⁴⁾ ものについては、この限りではない。
		2	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
		(1)	学術研究その他公益上必要 ⁽⁶⁾ と認められること。
		(2)	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
		(3)	農業又は漁業に付随して行われるものであること。
		(4)	既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。
		3	当該行為又はこれに関連する行為が申請に係る場所に隣接する水辺地又は水面の風致又は景観の維持に及ぼす支障の程度が軽微であること。
		例外	既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものにあつてはこの限りでない。
		4	廃棄物の埋立てによるものでないこと。
第8	土地の開墾、土地の形状変更	1	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。

		(1)	第1種特別地域
		(2)	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等 ⁽¹⁾ （次に掲げる地域であって、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 ウ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
		例外	当該行為が次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
		ア	学術研究その他公益上必要 ⁽²⁾ であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの
		イ	現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為であるもの
		2	集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地 ⁽¹⁴⁾ を造成するために行われるものでないこと ⁽⁶³⁾ 。
		3	土地を階段状に造成するもの ⁽⁶⁴⁾ でないこと。
		例外	農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。
		4	ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。
		例外	既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。
		5	廃棄物の埋立てによるものでないこと。
		例外	既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であって、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。
		6	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる ⁽⁷⁾ ものであること。
		例外	農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。
		7	開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。
		8	当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。
第9	高山植物その他の指定植物の採取又は損傷 山岳に生息する動物その他の指定動物又はその卵の捕獲又は殺傷等	1	学術研究その他公益上必要 ⁽²⁾ であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
		2	採取し若しくは損傷しようとする植物、捕獲し若しくは殺傷しようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれ ⁽⁶⁵⁾ がないものであること。
		例外	当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該動植物の保存に資する ⁽⁶⁶⁾ 場合は、この限りでない。
第10	屋根、壁面等の色彩の変更	1	その周辺の風致又は景観と著しく不調和である色彩に変更するものでないこと。
		例外	特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。
第11	指定区域への立ち入り 指定区域での車馬の使用等	1	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

			(1)	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為 ⁽⁶⁷⁾ であって、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
			ア	学術研究その他公益上必要 ⁽⁶⁾ と認められるものであること。
			イ	野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないもの ⁽⁶⁸⁾ であること。
			(2)	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの ⁽⁶⁹⁾ であること。
第12	各行為共通の基準	1		条例第11条第3項各号に掲げる行為に係る許可基準は、第1～11に規定する基準のほか、次のとおりとする ⁽⁷⁰⁾ 。
			(1)	申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるもの ⁽⁷¹⁾ であること。
			(2)	申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと ⁽⁷²⁾ 。
			(3)	申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為 ⁽⁷³⁾ について条例第11条第3項の規定による許可の申請があった場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実と認められるものでないこと。

(2) その自然的、社会経済的条件から判断して第1～11に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないと知事が認めて指定した特別地域内の区域⁽⁷⁴⁾及び当該区域内において行われる条例第11条第3項各号に掲げる行為について、知事は当該基準の特例⁽⁷⁵⁾を定める⁽⁷⁶⁾ことができる。

Ⅱ 細部解釈及び運用方法

(1) 「植生の復元が困難な地域等」(第1の①の2の(2) 他)

その地域の自然的価値が、第1種特別地域と同じ程度に高い地域であって、その地域が狭小であり、又はその自然の実態からみて、線引きにより第1種特別地域に指定することが技術的に困難であるものについて、特に貴重な自然を有する特定地域の保護のため、特別な配慮を行うものとする趣旨である。

このような取扱いをしよう場合は、地域地種区分制度が設けられている趣旨にかんがみ、明確かつ合理的な場合に限られるべきであり、当該具体的地域における自然的価値の高さについて明確な認識が可能であることが必要である。具体的には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定に基づく史跡名勝天然記念物の指定又は仮指定がされている地域、学術調査の結果により当該地域の自然的価値が明らかにされている地域その他何らかの行政措置又は定着した地域的慣行が行われている地域が該当する。(以下同じ。)

(2) 「主要な展望地」(第1の①の3 他)

利用者の展望の用に供するための園地、広場、休憩所、展望施設のほか、公園計画に基づき公園事業として整備され又は近く整備されることが確実な道路(駐車場も含む。)のうち利用者の展望の用にも供せられている区間も含まれる。(以下同じ。)

(3) 「屋根及び壁面の色彩並びに形態」(第1の①の5 他)

屋根の形態については、陸屋根を避け、こう配屋根とする等固い印象を与えないものが望ましい。屋根及び壁面の色彩については、原色を避けることは勿論、公園利用者に必要以上の強い印象を与える色彩は用いないようにさせる必要がある。また、色彩数も必要最小限にとどめさせることが望ましい。(以下同じ。)

(4) 「跡地の整理を適切に行う」(第1の①の6 他)

当該地に建築物が存する以前の土地の状態に近い状態に復する行為をいう。(以下同じ。)

(5) 「災害により滅失した建築物の復旧のため」(第1の①の例外の(2) 他)

災害復旧の場合であって、防災上の観点から、災害前に建築物が位置していた場所における新築が不合理である場合を除き、既存の建築物が位置していた場所における建替えの場合に限るものとする。(以下同じ。)

(6) 「学術研究その他公益上必要」(第1の①の例外の(3) 他)

ア 学術研究のため必要な行為とは、その行為の主たる目的が学術研究のためになされるものをいい、単に学術研究が付随的な目的となっている行為は学術研究のため必要な行為とは認めないので、この観点から申請行為に関し、その申請主体、申請の趣旨、内容効果等を十分審査する必要がある。

イ 公益上必要な行為とは、その行為が直接的に公益に資するものに限定して考えるべきであり、例えば、土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げるような行為及び自然環境の保全を目的とした行為等が考えられる。

また、公益上必要と認められるか否かは、当該行為を当該地で行うことの公益性と当該地を当該行為から保護することの公益性を比較衡量の上、審査する必要がある。(以下同じ。)

(7) 「申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる」(第1の①の例外の(3) 他)

申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものとは、①当該行為の目的、内容からみて必然的にその行為地が限定されるもの、又は②当該行為の目的、内容からみてその行為地が一定の範囲の地域内に限定され、かつ当該範囲の地域外で行うことが、経済的観点その他の観点から見て著しく不合理であるものをいう。①の例としては、現に地すべりが起きている土地又はそのおそれが顕著な土地における地すべり防止工事に関連してなされる行為、②の例としては、ある一定の区域を避けて設置するとその設置の意味がなくなってしまう航路標識の新築が考えられる。(68)を除き、以下同じ。)

(8)「申請に係る場所に居住することが必要と認められる者」(第1の②)

申請に係る場所が位置する公園内において既に執行され、若しくは執行されようとしている公園事業(公園計画に基づいて執行する事業であって、県立自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。)に従事する者及び従事しようとする者、当該公園内において農林漁業、鉱業、採石業等土地に定着した産業に従事する者及び従事しようとする者、申請に係る場所の位置する特別地域内で現に行われ、若しくは行われようとしている事業に従事する者及び従事しようとする者又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第9号に定める開発行為として特別地域内に住宅の新築、改築若しくは増築を行おうとする者であって、当該行為に係る知事への届出を基準日(平成7年3月16日(同日後に神聖に係る場所が特別地域に指定された場合にあっては、当該指定の日。))。以下同じ。)前に既に完了していたもの、又は基準日現在、申請に係る場所に居住していた者から相続を受けた者等が含まれる。なお、ここでいう「相続」とは民法上の規定に基づいたものであり、人の死亡によってその財産上の権利義務を他の者が包括的に承継することをいう。

なお、現居住環境が著しく悪化したために健康を害し、申請に係る場所に転居する必要があると認められる者(医師の診断書等により当該事情が立証される者に限る。)を含むものとする。

(9)「住宅」(第1の②)

もっぱら(8)に規定する者のみが居住するための建築物をいい、集合住宅を含むものとする。

(10)「住宅部分を含む建築物」(第1の②)

同一建築物内に当該建築物の所有者自らの居住の用に供する部分が延べ面積の2分の1以上である建築物をいうものであり、店舗併用住宅、民宿等がこれに含まれる。

(11)「用途上不可分である建築物」(第1の② 他)

住宅に付随して設けられる物置、車庫等、主たる建築物の用途を補完するために付随して設けられる建築物をいう。

(12)「分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地(以下「分譲地等」という。)内における建築物の新築、改築若しくは増築」(第1の④)

集合別荘(分譲ホテルを含む。)、集合住宅又は保養所であって、分譲地等内に設けられるものは、「分譲地等内に設けられる建築物」に含まれる。

(13)「用途上不可分である建築物」(第1の④)

研修所等における宿泊棟、研修棟、食堂棟、管理棟のようにいずれをとっても互いに補完しあう関係にある建築物のことをいう。したがって、貸別荘群と管理棟との関係はこれ

に含まれない。

(14)「敷地」(第1の④の8 他)

1つの建築物又は用途上不可分の関係にある2つ以上の建築物がある1区画の土地をいう。

なお、建築物の敷地界が所有界と一致している場合は問題はないが、貸別荘群や「離れ式」宿泊施設のように、一連の土地に同種の建築物を多数設けるような場合には、個々の建築物の敷地を区画させ図面等により明定させる必要がある。(以下同じ。)

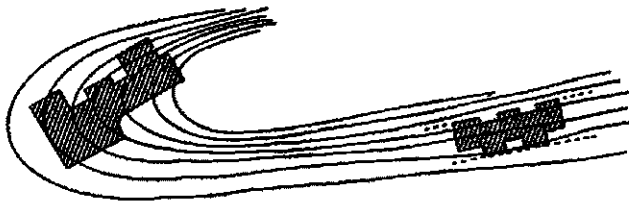
(15)「建築物の水平投影外周線で囲まれる土地」(第1の④の11 他)

建築物の地下部を含むものとする。

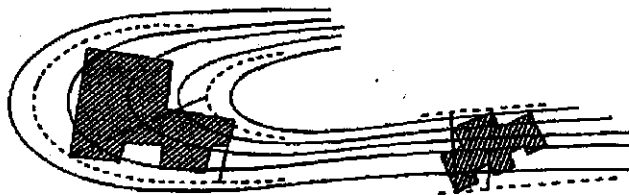
(16)「土地のこう配」(第1の④の11 他)

建築物の水平投影外周線で囲まれる土地のうち最急部分の地形こう配を算定するものとするが、建築物の形態が複雑である場合等にあつては次の手順により算定する。

- ①申請書に添付された地形図その他の地形を記した図面において、土地の形状変更を行わずに建築物を設けたと仮定した場合の当該建築物に接する部分の標高の最高点と最低点を選定する。(該当する点が複数存する場合には、最高に該当する点と最低に該当する点とを相互に結ぶ直線が最短となる場合の两点とする。)



- ②最低点と等しい標高の線上の最高点から建築物の設けられる方向に向かって最短距離にある点と、当該最高点とを直線で結ぶ。同様に、最高点と等しい標高の線上の、最低点から建築物の設けられる方向に向かって最短距離にある点と、当該最低点とを直線で結ぶ。



- ③②の直線のうち短い方の直線のこう配を算定する。

(17)「当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地及びその周辺の土地」(第1の④の12)

建築物が四囲からさえぎられることなく望見されることとなる場合には、当該地の風致景觀に与える支障が大きいため、当該要件を定めたものである。したがって、この場合の「周辺の土地」の範囲は上記の趣旨を考慮して、それぞれ具体的な事例に即して判断されるべきものである。

(18)「自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域」(第1の④の12 他)

周辺から望見されることとなる場合には、当該地の風致景觀に与える支障が大きいため、当該要件を定めたものである。「低木林地」とは、気象条件等により平屋建ての建築物が四囲から容易に望見される程度の高さしか樹木が生育し得ない樹林地をいい、「高木の生育が困難な地域」とは、例えば砂丘や溶岩原等の土地をいう。

- (19)「公園計画に基づき公園事業として整備され又は近く整備されることが確実な道路（自転車道、歩道を含む。）又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路」（第1の④の13 他）

公園計画に基づき公園事業として整備され又は近く整備されることが確実な道路（自転車道、歩道を含む。以下同じ。）及び同道路と同等の利用がなされ、当該公園の利用に資していると認められている公道に限るものとする。

ただし、長距離自然歩道の標識区間にあっては状況に応じて取り扱うものとする。（以下同じ。）

- (20)「路肩」（第1の④の13 他）

路肩が明確でない場合には、道路として認識され得る部分の両端を適宜路肩として選定する。なお、「路肩」については、道路構造令（昭和45年政令320号）第2条第10号に規定する定義（道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行車道に接続して設けられる帯状の道路の部分）によるものとする。

（以下同じ。）

- (21)「車道」（第1の⑦ 他）

車両の用に供しうる道路をいう。（以下同じ。）

- (22)「車道の新築」（第1の⑦）

新築とは、従来、車道の開設していない土地に新たに車道を設けることをいい、既設の車道を延長する行為を含む。

- (23)「地表に影響を及ぼさない方法」（第1の⑦の1の(1)のウ）

ずい道によるものを指すが、ずい道であっても、新築（改築又は増築）により、地下水脈が切断されること等により地表の植生等に影響を与えることが予想されるもの又は排気口が植生復元の困難な地域等の地表に露出することとなるものは除く。

- (24)「条例の規定に適合する行為」（第1の⑦の1の(1)のアの(イ) 他）

条例の規定による同意を得た行為、認可又は許可を受けた行為、届出がなされた行為及び許可又は届出を要しない行為（公園区域外で行われるものを含む。）をいう。

- (25)「条例の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道」

（第1の⑦の1の(1)のアの(イ) 他）

この例としては、治山工事用車道等であって、工事終了後は通れないような車道が該当する。

- (26)「条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道」（第1の⑦の1の(1)のアの(オ) 他）

この例としては、県立自然公園条例による許可を受けて新築された休憩所等を利用するための車道が考えられる。

なお、当該休憩所等の新築が県立自然公園条例による許可を要しない場合も本要件に該当する。

- (27)「残土」（第1の⑦の1の(1)のイ 他）

工事の施行に伴い生ずる土砂のうち不要となる土砂をいうが、県立自然公園条例による許可を受けて行われる行為又は許可を要しない行為に流用されるものは、ここでは残土として取り扱わない。（以下同じ。）

- (28)「その風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合」（第1の⑦の1の(1)のイの例外 他）

特別地域の風致の維持に支障をきたすような残土の処理方法は認めないという趣旨であ

り、土砂の流出、崩壊防止措置及び捨土地の緑化等の措置が十分に講じられる計画になっているものをいう。(以下同じ。)

(29)「緑化が困難であると認められる場合」(第1の⑦の1の(2)のエの例外 他)

緑化に用いるべき郷土種と同種の植物の入手が困難である場合等をいう。

(30)「車道の改築又は増築」(第1の⑧)

改築とは、既存の車道の幅員を超えない範囲内の舗装、こう配の緩和、線形の改良又は前記の行為とあわせて行われるのり面の改良等をいう。増築とは、既存車道の幅員を拡大する行為をいう。

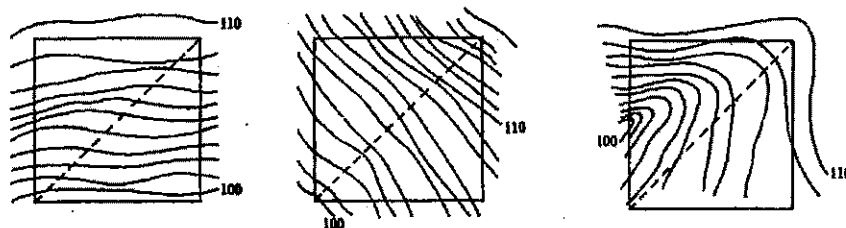
(31)「こう配」(第1の⑨の9)

申請書に添付された地形図上におとした30メートルメッシュごとに判断するものとし、メッシュの一边又は対角線を基線として測定したこう配のいずれかひとつでも、30パーセントを超えるメッシュの区域内全域を30パーセントを超える土地とする。

なお、この場合、地形こう配が30パーセントを超えるか否かの算定は、等高線が基線と交差する本数を数えることで足りるものとし、その本数(メッシュの頂点を通過するものは含めない。また同一標高であるものは1本と数える。)が、次の表に掲げる数以上の場合に、当該こう配は30パーセントを超えるというものとする。

等高線 基線	1 m間隔の等高線	2 m間隔の等高線
周辺の一辺	10	5
対 角 線	15	8

(例) こう配が30パーセントを超えるものとする場合(1 m間隔の等高線)



(32)「関連分譲地等の全面積の10パーセント以上の面積の土地を保存緑地とする」

(第1の⑨の10)

保存緑地は既存の樹林地に配置するものとし、やむを得ず植生が損なわれた場所を保存緑地とする場合にあっては、当該地域周辺により供給された種苗(移入種を除く)等などを用い緑化し樹林化するものとする。

保存緑地の配置に当たっては、こう配が30パーセントを超える土地の周辺地域も必要に応じ保存緑地とするなど、風致の維持上不自然とならない配置にするよう指導する。

(33)「保存緑地とされた土地において新築を行う」(第1の⑨の11)

道路又は上下水道施設が新築され、分譲地等の造成が行われた後において、新たに保存緑地において道路(駐車場を含む)又は上下水道の新築を行う場合をいう。

(34)「次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものである」(第1の⑨の12)

第1の⑨の12の(1)の図面及び(2)の書面文案を申請にあたって添付させ、本要件で要求されている内容になっていることを確認する必要がある。

(35)「関連分譲地等の全面積が20ヘクタール以下である」(第1の⑨の14)

20ヘクタールを超える分譲地等の造成に係る道路及び上下水道施設の新築は許可しないという趣旨である。20ヘクタールを超える分譲地等の造成がなされることが明らかな計画になっているものにあつては、その計画のうち20ヘクタール以下の分譲地等の造成に係る道路及び上下水道施設の新築のみを許可の判断の対象とし、さらに、この部分を許可した場合であっても、これに続く分譲地等の造成に係る道路及び上下水道施設の新築の許可の判断は、前に許可したものの分譲地等の造成が、本号に掲げるすべての要件に該当する方法で実際になされたことを確認したうえで行うものとする。

なお、この場合、1回の許可に係る分譲地等の相互間には十分な緩衝緑地を設けさせることにより、各分譲地等が独立した形態とみなせることが必要である。

(36)「屋外運動施設」(第1の⑩)

専ら屋外において運動を行うために設けられる施設をいい、テニスコート、プール、スケート場等をいう。

なお、本区分は、当該屋外運動施設の表面がコンクリート、アスファルト、アンツーカー、クレイ、人工芝等によって被われることになっている場合に適用するものとし、単に地ならしする程度の場合は、土地の形状変更として取り扱う。

(37)「総施設面積(同一敷地内にあるすべての工作物(屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。)の地上部分の水平投影面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合」(第1の⑩の5)

テニスコート等の屋外運動施設と管理棟等の建築物が併設される場合が考えられるが、こうした場合にあつても建築物については第1の①～⑥の要件が適用されるので、第1の①～⑥の各区分に掲げる建築物毎に定められている敷地面積に対する割合を超えた建築物は、当該要件に適合しない。

なお、この場合、敷地面積として算定する土地には屋外運動施設の敷地面積として算定する土地を含むこととする。

(38)「当該区分の現在蓄積」(第2の1の(2))

当該森林区分内に存する胸高直径3センチメートル以上の立木の材積の総和をいうものとする。

(39)「伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の10%以下であること」(第2の1の(2))

伐採予定森林が比較的大面積にわたる場合には、定められた択伐率内において伐採を平均化させる必要があるという趣旨である。

この趣旨にかんがみ森林の最小区分内においても伐採が一部の地域に集中しないよう指導することが望ましい。

なお、森林の最小区分としては、林班若しくは小班界又は土地所有界による区分を用いることが適当である。

(40)「第2種特別地域において行われるもの」(第2の2)

第2種特別地域において木竹の伐採を行おうとしている者から事前相談を受けた場合であつて、皆伐法によれば風致の維持に支障が生ずる場合は、択伐法にするよう指導することが望ましい。

(41)「標準伐期齢に見合う年齢」(第2の2の(1)のイ)

森林法第10条の5第2項第2号の規定により定められた標準伐期齢をいうものとする。

(42) 「第3種特別地域内において行われるもの」(第2の3)

第3種特別地域においては、要件を定めないということである。

(43) 「地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの」(第2の例外)

この例としては、地域住民が自己の用に供する薪炭等を得るために行う木竹の伐採が考えられる。

(44) 「測量のために行われるもの」(第2の例外)

測量のために行われる木竹の伐採であっても、当該測量の目的となる行為が自然公園法により許可される見込みのないものについては、第22の1の(3)の規定により許可しないものとする。

(45) 「露天掘り」(第3の①)

露出した鉱物若しくは土石又は表土を除いて露出させた鉱物若しくは土石を直接掘採し、又は採取することをいう。ただし、このようなものであって掘採又は採取の面積が1平方メートルを超えないものは露天掘り以外の方法によるものとして取り扱う。

なお、土石の採取を行うことにより敷地を造成し、工作物を新築し、改築し又は増築する行為については、工作物の新築及び土石の採取として取り扱う。このような場合の土石の採取は、露天掘りであっても行為の主たる目的である工作物の新築、改築又は増築の可否の判断に従うこととする。ただし、この場合、土石の採取に係る面積及び量は必要最小限にとどめられていなければならない。(以下同じ。)

(46) 「露天掘りでない方法によることが著しく困難と認められるもの」(第3の②の2の(2))

鉱業権の対象となる鉱物が地表近くに存在する場合等であって、露天掘り以外の方法で掘採することが露天掘りで掘採する方法に比して技術的、経済的に著しく不合理と認められるものをいう。

(47) 「自然的、社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること」(第3の②の3の(2))

地形そのものを改変させてしまう露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取は、原則として許可しない。しかし、基準日現在生業として継続されてきた土石の採取行為が許可されなくなってしまうのは当該行為者の生活をおびやかすことになり適当でないため、生業の維持に係る場合の特例として本号を規定している。したがって本号で定める期間及び規模は、申請者等の生活を守るために必要な範囲に限定する。この場合、できるだけ早期に終掘させる方向で指導するのが適当である。

(48) 「現在の地形を大幅に改変するものでないこと」(第3の②の4の(2))

この例としては、転石を採取するもの又は田畑等の地下2メートル程度までに存する土石を採取するもので、跡地に表土を埋め戻すことによりほぼ採取前と同様の状態に復することが可能であるものが考えられる。

(49) 「地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること」(第4の1の(2))

この例としては、地域住民が自己の用に供するため引水する行為等が考えられる。

(50) 「水位の変動についての計画が明らかなもの」(第4の2)

当該行為により水位又は水量が現状と異なることとなる時期及びその範囲並びに変動量に関する計画が明らかになっているものをいう。

(51) 「野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないもの」(第4の2)

本要件は、単にこの計画内容のみから判断しても、他に資料を参照するまでもなく、野

生動植物の生育又は生息を含めて風致又は景観の維持上重大な支障が生ずることが明らか
なものは許可しないという趣旨である。

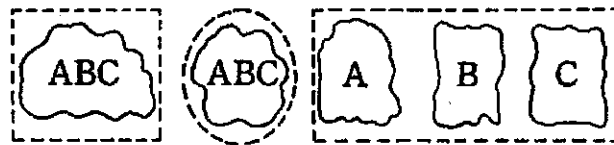
(52) 「表示面の面積」(第5の1の(2))

表示面の面積は以下の方法により算定する。

ア 表示板の場合

表示板の面積を算定する。表示板の形状により板面積の算定が困難な場合には、当該
表示板を内包できる長方形または円の面積を算定する。

なお、表示板が複数であり、かつ、それらが一連のものとなっている場合には、一連
の表示板を内包できる長方形または円の面積を一表示面として算定する。また、表示面
の両面に表示されている場合は、両面合わせて一表示面とする。表示面が複数であり、
かつ、それらが一連のものとなっている場合であって、表示面の配列が同一平面上にな
い場合には、ウにより算定する。



イ 壁面等に表示する場合

表示する文字等を内包できる長方形または円の面積を算定する。

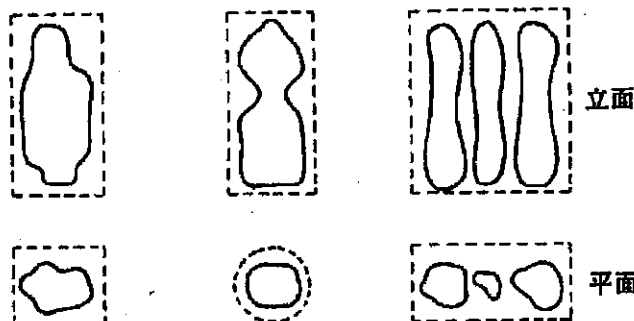
なお、表示する文字等が複数であり、かつ、それらが一連のものとなっている場合に
は、一連の文字等を内包できる長方形または円の面積を一表示面として算定する。



ウ 立体的な広告物の場合

広告物の側面積を算定する。広告物の形状により側面積の算定が困難な場合には当該
広告物を内包できる円柱又は角柱の側面積を算定する。

なお、広告物が複数であり、かつ、それらが一連のものとなっている場合には、一連
の広告物を内包できる円柱または角柱の側面積を一表示面として算定する。



(以下同じ。)

(53) 「設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること」(第5の2の(4))

第5の2に規定する場所に誘導するという目的のため必要最小限のもののみ認めるとい

う趣旨であり、設置場所は主要道路からの分岐点等に限られる。

- (54)「複数の内容を表示する広告物等にあつては、その表示面の面積の合計が10平方メートル以下であること」(第5の2の(6))

一定の地域に個々の広告物が無秩序に多数設置される場合よりも、一つの広告物に統合される方が風致景観の維持上望ましい場合には、表示面積が1平方メートルを超える統合広告物を認めるという趣旨である。

ただし、この場合であってもその統合広告物の表示面積は10平方メートル以下であり、かつ個々の表示面積は1平方メートル以下でなければならない。

- (55)「広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するもの」(第5の4)

広告が表示されたベンチ、くず箱等の簡易施設を設置する場合に適用する。

- (56)「表示面積」(第5の4の(3))

表示する文字等が複数である場合は、これらの文字等を内包できる長方形又は円の面積を表示面積として算定する。

- (57)「自然的、社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること」(第6の4)

物の集積は風致の維持に支障を及ぼすおそれが大きいためことから集積又は貯蔵の期間及び規模は必要最小限とすることが望ましく、例えば期間について集積又は貯蔵する物の取扱いに他法令又は条例の処分が必要な場合は当該他法令又は条例の処分に要する期間を許可の期限とし、規模については許可期限の範囲内に処理できる規模とする。

- (58)「主要な公園利用地点」(第6の5)

公園を利用する際の拠点等になっており、公園利用に供されている園地、広場、休憩所、展望施設などのほか、公園計画に基づき公園事業として整備され又は近く整備されることが確実な道路(自転車道、歩道を含む。)又はこれと同等に当該公園の利用に資する道路(駐車場も含む。)をいう。

- (59)「集積し、又は貯蔵する高さが10メートルを超えないもの」(第6の6)

「集積し、又は貯蔵する高さ」とは、当該物の占める空間の水平投影面上における当該物の最高点と最低地盤との差をいうものとする。

- (60)「崩壊し、飛散し、及び流出するおそれ」(第6の9)

上記のおそれを防止するため、①集積又は貯蔵の量等により変形・腐食・損壊しない性質又は品質を有する容器の使用、②安定勾配による物の集積又は貯蔵等により適切な措置が講じられていない場合をいう。

例えば、廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」(平成10年5月7日、衛環37、各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長宛厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)第7 廃棄物の保管基準に関する事項等を参考とし、適宜廃棄物関係部局に確認等をおこなった上で取り扱うものとする。

- (61)「地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの」(第6の例外)

この例としては、地域住民が自己の用に供するため土石等の指定された物を集積又は貯蔵する行為をいう。

- (62)「農林漁業に付随して行われるもの」(第6の例外)

農林漁業に伴う行為をいい、例えば、耕作の際に発生した土石等を集積する行為をいう。

- (63)「集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこ

と」(第8の2)

いわゆる分譲地造成や墓地造成など、工作物等を集団的に設置するために、あらかじめ行われる造成をいうものである。

なお、道路又は上下水道施設の設置のみを行う分譲地等の造成は、工作物の新築として把握し、第1の⑨を適用する。

(64)「土地を階段状に造成するもの」(第8の3)

傾斜地を階段状に造成するものであり、農林漁業を営むために必要と認められるものは、例えば、傾斜地の棚田や果樹園等が該当する。

(65)「絶滅のおそれ」(第9の2)

申請に係る特別地域内において、野生植物(又は動物)の種又は個体群について、当該種又は個体群の存続に支障を来す程度にその個体の数が著しく少ないこと、その個体の数が著しく減少しつつあること、その個体の主要な生育地(又は生息地)が消滅しつつあること、その個体の生育(又は生息)の環境が著しく悪化しつつあることその他当該野生植物(又は動物)の当該特別地域における存続に支障を来す事情があることをいう。

なお、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第5条第1項に規定する緊急指定種は、本要件において絶滅のおそれがあるものとして取り扱う。(以下同じ。)

(66)「当該特別地域における当該動植物の保存に資する」(第9の2の例外)

保護増殖した個体の当該特別地域内への再導入、当該特別地域内における当該種の保存(保護増殖)に必要な知見を得るための調査研究、当該特別地域における当該種の遺伝子を保存するために必要な行為(いわゆるジーン・バンク)等がこれに当たり、専ら他地域へ当該種を移植することを目的とする行為、保護増殖した個体を販売する場合等はこれに含まない。(以下同じ。)

(67)「申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為」(第11の1の(1))

例えば、乗入れ規制地域の指定以前から生業として長期にわたり継続して行われていた行為であって、貨物、遊漁等の船舶運航業者が自ら行う動力船の使用、県立自然公園条例による許可を得て行われる行為の遂行、自己所有地の管理のために行う車馬の使用等が考えられる。

(68)「野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないもの」(第11の1の(1)のイ)

例えば、静ひつな雰囲気が保たれている場所において、静ひつさを著しく阻害するような爆音を発することや、野鳥等の生息を脅かしたり、林床植生を踏み荒らすようなこと等が含まれる。

(69)「地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの」(第11の1の(2))

例えば、地域住民が行う物資の搬送を目的とする車馬の使用等が考えられる。

(70)「その自然的、社会経済的条件から判断して第1～11に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないと知事が認めて指定した特別地域内の区域」(第12)

これらの区域は、以下に掲げる要件に合致する地域について定めるものとする。

イ 風致景観上の実態その他の自然的条件からみて、第1～11に規定する行為のいずれかについて、基準を強化することに合理的な理由があり、かつ、基準を強化しても過度の受忍を強いることにはならないと認められる区域であること、又は風致景観上の

実態その他の自然的条件からみて、第1～11に規定する行為のいずれかにつき基準を緩和することに合理的な理由があり、かつ、緩和しなければ極端に社会的に不公平な取扱いとなることが明らかな区域であること。

ロ 特別地域内の一部の地域であり、かつ、一定の面的広がりをもつものであること。

なお、森林の施業に係るこれらの区域の指定に当たっては、地域森林計画との整合性に留意する必要があることから、事前に関係部局間での調整が行われていることが望ましい。

(71)「基準の特例」(第12)

基準の特例の内容は、以下に掲げる要件に適合するものとする。

イ 基準の特例の内容は、当該行為に対して必要最小限の内容について定めるものであること。

ロ 基準の特例を適用する区域の公園計画上の地種区分の変更を必要とする程度に至らないものであること。

ただし、次に掲げる場合に該当するものにあつては、特に理由のない限り、あえて数値的基準を定めなくてもよい。

(イ) 総建築面積の敷地面積に対する割合を50パーセントを超えるほどに緩和せざるを得ない場合。

(ロ) 建築物の地上部に露出する水平投影外周線の道路等からの後退距離を、その間に高木の生育が困難なほどに縮小せざるを得ない場合。

(72)「基準の特例を定める」(第12)

基準の特例の内容については、県及び市町村において備付けその他の適当な方法により公にすることが適当である。

また、森林の施業に係る基準の特例を定め、又は変更若しくは廃止する場合は、地域森林計画との整合性に留意する必要があることから、事前に関係部局間での調整が行われていることが望ましい。

(73)「許可基準は、第1～12に規定する基準のほか、次のとおりとする」(第13の1)

第13は、第1～12までに定める個々の行為ごとの基準に加え、風致又は景観の維持を図るために必要となる共通の要件を規定したものである。

なお、森林の施業に関する本項各号の規定の適用は、国有林野（国有林野等官行造林地を含む。）にあつては国有林の地域別の森林計画（国有林野等官行造林地施業計画を含む。）、民有林にあつては地域森林計画に基づき風致の維持を考慮して行わなければならない場合に限られる。

(74)「申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるもの」(第13の1の(1))

第13の1の(1)の適用は、申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から、個々の申請ごとに個別に判断するものではあるが、同一の類型に該当する行為に共通の支障を軽減するための措置の実施を求める必要がある場合は、あらかじめ、これらの行為に係る許可の判断に共通してその基準となるべき事項を定め、これを公表しておくことが望ましい。

(75)「申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと」(第13の1の(2))

県立自然公園内において県立自然公園条例による許可を要する行為については、各種行為の区分に応じ、本審査基準を適用して判断されるべきことは当然である。

しかし、当該行為が本審査基準に掲げるすべての要件に該当する場合であっても、射撃場、オートレース場、産業廃棄物処理施設、ある種の工場の設置等、その行為による騒音、悪臭、ふんじん等の発生により当該行為地周辺の風致又は景観に著しい支障を与えることが明らかな場合等においては風致の保護の全体的な立場からその行為を不許可とする必要があるという趣旨である。

- (76)「申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為」(第13の1の(3))

ある行為の当然の帰結として予測され、かつ当該行為と密接不可分の関係にある行為が、県立自然公園条例により不許可となることが確実な場合は、たとえその行為自体は第1～12の要件すべてに合致するものであっても許可しないことができる。このような例としては、地質調査ボーリングが第3の①の要件にすべて合致していても、これと密接不可分の関係にある工作物の新築が不許可となることが確実である場合に地質調査ボーリングを不許可とする事例が考えられる。